



◎水野會長の歸朝

英國に於て開催された、萬國議院商事會議に、列席の爲四月十七日渡歐された、本會長水野鍊太郎氏は、其の重任を果たし、去る八月十五日神戸入港の白山丸で着港、午後六時上陸、本會は會を代表して小島幹事を派遣したが、多數の出迎へを受け、東亞ホテルに一泊、翌十六日の特急で歸京、此處でも在京、多數有志の出迎へを受けられ長途の旅行も恙なく頗る元氣に歸朝せられた。

◎第三回道路職員講習會

本會主催の第三回道路職員講習會は既報の如く去る八月

十日より開會、豫定通り十日間の講習を了して同二十一日盛會裡に閉會した、本講習會は前二回の開催に引つき道路に關する我國唯一の權威ある講習會として、全國的に其の開設を翹望せられて居つただけに、熱心なる聽講者は、帝都に猛威を逞ふする四十年來の炎熱も物かば、十日早朝より會場たる丸の内元衛町内務省社會局三階樓上の大會議室に集合した、集る者遠くは朝鮮臺灣より各府縣推薦の事務官技術官總計百四十名であつて、社會局は時ならぬ雜聞を呈したほどであつた、今其の概況を摘記すれば、第一日は
副會長内田嘉古氏　外遊中の水野會長に代つて「開會の辭」を述べられ、古來東洋に於ては交通機關の基本たる道路の改良が歐米に比して等閑視せられて居つた事より、我國道路の現狀に及び、本會設立の經過、其の目的、事業の概要を略述し、本講習會の開催亦本會の事業の一として回を重ね來れる旨を説き、更に目下我邦の財政狀態に鑑み特に技術家の工風攻究に俟つ事多きを以て、今回は技

術方面の科目を増加した事等を附言せられ、炎暑の砌り健康に注意して聽講せられたい」と結んで開會の挨拶を了つた。次で直ちに講演に入り

内務省土木局第一技術課長島重治氏 は「道路の管理に就て、道路の監督、道路の工事の二大項目に分ち、各細目に亘つて主として技術上の見地より、實際の監督、取締施工等に就て詳細に説明せられ、續いて

内務省土木局道路課長武井群嗣氏 は「道路事務の取扱に就て」二日間に亘つて専ら事務上の見地より、道路事務の全般を十数項に分つて一々關係法文を引用し、或は府縣取扱の實例等を示して、懇切丁寧に説明せられ、終りに數箇の有益なる質問に應答して疑義を冰釋し、島理事の講演と相俟つて地方實務者に多大の裨益を與へた。更に
内務技師三浦七郎氏 は前後四日、十時間に亘つて

「橋梁學」と題し、先づ橋梁設計上の注意、計算の基礎等を列舉し、次で近く内務省訓令として發布せらるべき橋梁の構造に關する細則に基いて、橋梁各部の設計に亘つて或は圖解に或は計算公式に極めて懇篤に説明し、終に計算實例を擧げて難解なる理論を實際化して一同を會得せしめられた。第二日は劈頭

理事内務省社會局長官長岡隆一郎氏 「道路改良會が社會局長官たる私を理事として置くのは講習會の會場を無料で提供せしめんが爲であつた」と諧謔一番一同を笑はせ・緊張せる頭腦に先づ一脈の涼味を注いで本題に入り「本邦勞働運動の趨勢」に就て、無味乾燥に流れ易き統計的數字を興味深く説明せられ、大體我國勞働運動の大勢は世界大戰前は左傾的の傾向があつたが、戰後は右傾的勢力に動かされつゝありとて、今後之を益々健實に善導することの必要を説かれたが、此の方面的施設に付ては一同も氏の手腕に期待する所大なるものがあつたやうである。

土木事務官田中好氏 は「道路工事の請負」に就て道路工事執行令の請負に關する規定が工事請負の全般を律するものにあらずして、民法の一般請負契約の規定と相俟つべきものなる事を明かにし、次で請負契約の效果道路工

事の引渡し、代金の支拂、請負に對する擔保等の各項目に分つて、法律上幾多の學說異論あることを算へて、一々之を批評し、一步を誤れば法律上頗る面倒なる事態を惹起すべき請負契約に關して注意を要する點々を指摘して、妥當なる執務の方針を示した。

帝國大學教授工學博士物部長穂氏 は「應用地震學」と題して、太震災後全國の技術家が最も頭腦を悩ましゝある耐震工事に就て、先づ地震の原因、地震の傳播、地震の強さの測定等、今日の地震學の粹を抜いて地震に對する根本概念を與へ、進んで土木工作物の耐震、地盤土壓と地震の關係に及んで深遠なる學理より實際の應用に亘つて該博なる蘊蓄を傾倒せられ、一同至大の興味と裨益を感じた。

内務技師岩澤忠恭氏 は「道路の一般構造」に就て道路築造の起原より說き起し、道路の設計に就ては經濟上、技術上、交通上の各方面より路線を選定すべき事、進んで道路の構造に入つて勾配、屈曲等の細目に亘つて具體的に

計算の方法、施工の方法を詳述せられ、道路の一般構造に就て剩す所なく十分の智識を與へられた。

東京市技師草野源八郎氏 は「道路の鋪裝」に就て、最近數年歐米に學んで齎せる新智識と、現に東京市道路局に在つて實地に施せる經驗とを傾けて、先づ道路の鋪装に就ては工費、耐久力、路面の清潔、修繕の難易等の諸點より考察して其の種類を決定すべき事より、進んで同氏が專攻して最も得意とする混凝土及アスファルトに關して三日間、五時間に亘つて或は綿密なるプリントを配付し、或は數多の器具を供覽して頗る有益なる講演をせられた、同氏の講演は何れも實地に應用し得べき事項が多かつたので、講演了る毎に質問者演壇に殺到し、毎回同氏は立往生をするの状態であつた。

内務技師宮本武之輔氏 の「混凝土工學」は、第一講は鐵筋混擬土の原理、計算上の假定、各種鐵筋混擬土材の理論等、専ら學理の方面に就て、黒板に隙間なきまでに圖解公式を列記せられた程で、一同大分難解であつたやう

であつたが、第二講に至つて材料、施工、配合等實地に應用する場合就ての最も有益なる講演があつた。最後に同氏が特に最近の歐米を視察せられたる鐵筋混凝土道路に付ての講演は一同の傾聽する所であつた。

理事内務省土木局長次田大三郎氏

は開會の劈頭講演せられる豫定であつたが、公務の差支の爲め第七日目に「土木行政」に就て講演せられた、先づ土木行政の意義より説き起して、土木なる語は所謂軍事的に對して起つた民事といふ語より來つて居るので、文化的施設の總稱であつた事、次で土木行政が一般行政上古來最も重要な地位を占め來つた事を、舊くは堯舜鯀禹の治水の故事より、我が舊幕時代に於ける各藩の名君の施設、近くは上海の民留地の行政局なる名稱を有する事等の實例を挙げて頗る興味多く意義深き説明を試みられ、進んで土木行政の細目に入つて道路、軌道、河川、水道、港灣等に亘つて是等の行政上今日最も注意すべき要點を擧げられ、一席の講演よく土木行政の全般に亘る概念を把住せしめられ

たのは、一同の感激する所であつた。

内務事務官飯沼一省氏

は「都市計畫法の概要」と題に就て、都市計畫法を中心として縦横に快辯を振はれ、一見法律の講釋かと思はれた講題に對して多大の感動を與へられた、就中近時世論もすれば内務當局は都市計畫法の適用範圍を擴ぐるに汲々として何等の事業執行上の考慮を拂はないと非難するに對して、所謂計畫と事業とは別個のもので、事業の執行は財政關係上自ら其の時を俟たねばならぬ、先づ組織的の計畫を確立することの急務なることを力説せられたが、此の事は道路の改良計畫に就ても同様の事が言ひ得られるであらう。

警視廳交通課長藤岡長敏氏

「道路交通整理」に就て先づ現今の都市道路交通混雜の狀態を述べ、之が原因として人口增加、交通機關の發達、高層建築の增進等を算へ次で之れが交通緩和の方法としては、固より交通收容力の増加即ち道路の改良、新設が最大急務たるべきも、交通能

率増進の方法として交通整理の忽にすべからざる事を擧げ、其の方法に移つて同氏最新の研究を詳細に發表せられ、獨り大都市の關係者のみならず、一同多大の興味を以て傾聽した。

以上の外尙ほ科外講演として 復興局整地部長吉田茂氏は「帝都復興計畫」に就て、其の沿革、豫算、内容に亘り數十葉の地圖、圖面を掲げて詳細に説明せられ一同をして復興計畫の大要を知らしむると共に、其完成後の帝都の偉觀を思はしむるに十分なるものがあつた。尙ほ 復興局橋梁課長田中豊氏は「隅田川の架橋工事」に就て、新に復興の帝都を飾るべく言間、駒形、藏前、清洲、永代相生の六橋に就て詳細に説明せられ、就中是等の長大なる橋梁に鉄筋^{ブレーキダグ}を用ひたるは世界の橋梁工學上に一新紀元を作るものである事、尙ほ永代橋の潛函^{カクバン}工事、之に伴ふ潜函病等に就て興味ある説明をせられた。 理事東京地下鐵道會社副社長中川正左氏は、我國最初の企として一哩四百萬圓の鉄資を投じつゝある、「東京地下鐵道」に就て、

日下の工事状況等を説明せられたのは、一同が同工事の見學に際し多大の便宜を與へられた事であつた。 東京市道路局長工學博士牧彥七氏は「東京市道路の鋪装」に就て、先づ歐米道路鋪装の趨勢より説き起して東京市道路の實際に及び、大阪市土木部長岩田成實氏は特に本講習會の爲に上京して「大阪市道路の鋪装」に就て説明せられ兩々相對照して坐ながらにして東西兩大都市の道路鋪装の現況を比較することを得、多大の興味と實益とを感じしめられた。 本會評議員内國通運會社社長中野金次郎氏は「道路運送」に就て、道路の良否が運賃に至大の影響ある事、今日の運送用具たる、荷馬車に對しては市内に適當の厩舎を設備して其の能率を擧げしむる必要ある事、進んで運送店の統一の必要より近時世論を捲き起せる鐵道運送統一の問題に言及し、頗る有益な講演をせられた。 内務技師高田昭、三木榮三兩氏は「道路材料の試験」に就て、土木試驗所に於ける試験の結果を發表せられ、道路工事施行上多大の参考となる所があつた。 最後に 内務技師

佐藤利恭氏は「都市交通機關の探擇」に就て、現今問題

となる乗合自動車、路面電車、高速鐵道等に就て其の得失、將來の趨勢等頗る斬新なる研究を發表せられた。

斯くして八月二十一日、前後十日に亘る六十有餘時間の講習は豫定の通り終了した、恰も閉會當日、外遊より歸朝

せられた水野會長は、長途の旅行の疲勞をも厭はず出席して修了證書授與式に臨まれ、内田副會長、長岡、次田兩理事

事を始め幹部列席武井道路課長の司會の下に會長は親しく

修了證書を聽講者總代愛知縣道路技師館喜八郎氏に授けられ、次で今回の外遊土產談として、歐米交通狀態の變遷に

關する有益な講話をさせられた。最後に館喜八郎氏聽講者を代表し此の度は、帝都復興の真最中であつて、夫々務に多忙を極められ、且は例年に比して暑氣の烈しい折柄、特

に吾々の爲に有益なる道路講習會を開催せられ、諸講師が極めて熱心懇篤に指導を賜り、或は事務上に、又技術上に書物等に於ては到底會得すること能はざる重要な智識を會得することを得たるは、一同の感謝措く能はざるところ

である。

吾々一同は是より任地に歸り、地方一般の官民に對して能く道路改良の必要なることを宣傳し、又道路の一般工事に對しては、今回指導に與りし事柄を基礎として更に研鑽を重ね、我國の道路改良事業の爲に全力を盡したい考へである。將來とも指導あらんことを此の機會に臨み御願ひする」と述べ、茲に目次度く本講習會は閉會を告げた。

尙ほ會期中休日を利用して、赤坂區溜池六本木間の道路工事を視察し、淺草上野間の地下鐵道の工事を見學し、次で隅田川の架橋工事の實況を川上より見學した外特に新宿御苑の拜觀を許され、尙ほ土木試驗所、東京放送局、日本ソリデチット株式會社等を見學して一同得る所多大であつた。

筆を擱くに方つて近年稀に見る炎暑の裡に最も熱心懇篤に講演を續けられた諸講師の勞を謝し、連日早朝より薄暮に至るまで熱心に聽講せられた會員諸氏の勞を多とし、併せて本講習會の爲に多大の便宜を與へられた宮内官憲、内

務省社會局、東京市、地下鐵道會社の當局に對し、感謝の意を表する次第である。

今回修了證書を受けた講習員は左の通りである。

北海道廳

西塙謙吾

龍野喜一郎

宗石盛始

松山義雄

板垣匡

大島省三郎

渡邊進成

奥村正之

海老名志郎

井下勝藏

又木榮藏

花鳥義一

京都府

東京府

神奈川縣

兵庫縣

長崎縣

埼玉縣

小山九市

梅原德治郎

中島精一

渡邊正雄

金田熊雄

古澤善次郎

森川藤太郎

植木森男

青柳順一

鶴井一雄

鈴木茂

古川緣吉

留目己之松

大石多喜夫

川上和市

高田貞一

遠藤正輔
江利川眞吾

野口千尋

三重縣

木村融
清水房雄
岸七五三吉

愛知縣

群馬縣
茨城縣

高木秀雄
一式鐵吉

堀口好一
宮崎仁吉

館謙次郎
野上義雄

靜岡縣

栃木縣

千坂留治
岩淵英治郎
榎木善十郎

廣石一匡

奈良縣

須藤繁基
駒田普明
松尾直三
磐井弘毅
喜八郎
林館喜八郎
小塙俊夫
原田修
戸渡境次郎
清水伊十
川原義任
福津文治郎
鈴木茂吉
永富利太郎
柳田不事之
竹本清
大津留岐一

田中敬二

山崎貽秀

福島

加藤高義

草野治三郎

齊藤久義

田村慶之助

菜花勝之助

上泉秀雄

坂本謙介

武内晃

山口敬藏

富野吉郎

西條宇助

齋藤芳須慶

丹野八郎

竹下忠敏
佐々木元

山梨縣

岐阜縣

長野縣

宮城縣

栗野正三郎
齊藤敬三郎

市川千里
古田泰介
村松哲道
重松才吉
金澤清次郎
吉田勇

兵藤一郎
水野赳夫
本田憲千代
吉澤義長
鶴巻彌作
八木茂彌

岩手縣

山形縣

秋田縣

福井縣

宗像啓三郎

石川縣

大久保正治

鈴木榮次郎

戒能長次郎

小林成有

平佐悟一

山口縣

岡久近與

藤澤勝見

五藤豊吉

德島縣

濱田長五郎

富山縣

河野徳太郎

森本健太郎

信夫弘吉

香川縣

賴則竹二

鳥取縣

青野隆次

安達晴雄

上甲太郎

島根縣

森田一止

高木靖彦

鈴木進一郎

堀川一太

横田辰一

河合康親

高知縣

愛媛縣

廣島縣

橋坂武運三

福岡縣

朝鮮

松尾三郎
志平田秀夫

朝鮮金羅南道

太田澄

大分縣

小野田考吉

朝鮮忠淸南道

熊本縣

奥平次郎

臺灣交通局

福井縣

吉田安二

中島義文
永田年
小布施等

長崎縣

戸田昌一

臺灣臺中洲

鹿兒島縣

池邊清藏

樺野亮太郎

佐賀縣

宮原謙次

百四十名

福井縣

西江清次

中島義文
永田年
小布施等

朝鮮內務局

藤井泰輔

未永政男

朝鮮內務局

有村武徳

太田澄

朝鮮內務局

船山忠三郎

中島義文
永田年
小布施等

朝鮮內務局

奥居亮太郎

樺野亮太郎

朝鮮金羅北道

中村淺吉

有村英熊

特に道路を損傷する原因となるべき事業を爲す者に對し
道路管理者は之が維持修繕費用の一部を其の者に負擔せし
むることを得るは道路法に規定するところであつて、受益
者負擔の制度と相俟つてその適用は道路費用負擔の緩和劑
である、之に對し豫ねて福井縣知事よりその負擔方法を定
むるに付内務大臣に對し認可申請中のところ過般その指令

が發せられた。その徵收方法に關する全文は左の如くである。

道路損傷者負擔金徵收規程

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ自動車業者、運送業者、倉庫業者等ニシテ特ニ道路ヲ損傷スル原因トナルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 前條ノ負擔金ハ其ノ事業ノ爲ニ損傷スル道路ノ其ノ區域内ニ於ケル維持又ハ修繕ノ費用ノ三分ノ二以内トス

第三條 同一區域内ニ於テ本規程ニ依リ費用ヲ負擔スヘキ者二人以上アルトキハ前條ニ規定スル負擔金額ヲ分擔セシム前項ノ分

擔金ハ道路ヲ損傷スル事業ニ使用スル道路ノ延長車輛ノ構造又ハ通行回數及重量等ニ據り知事之ヲ定ム

第四條 負擔金ハ工事費算額ニ依リ四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分

× × × ×

アルヘシ

第五條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ヲ補足スル爲土地物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本

規程ニ依ル負擔ヲ減免スルコトアルヘシ知事カ適當ト認ムル工

法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者ニ對シ亦同シ
前項ノ土地物件並勞力ニ對スル評價ハ知事ノ認定スル所ニ依ル
第六條 國府縣市町村其ノ他公共團體ニ於テ公益事業ノ爲道路ヲ
損傷スル場合ニ在リテハ之ニ對シテハ本規程ニ依ル費用ノ負擔
ヲ免除スルコトアルヘシ
前項ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔ヲ免除スルコトアルモ他ノ事業者ニ
對スル負擔金ハ之ヲ增加セス

第七條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

本規程ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 则